

平成 18 年 4 月 21 日

各 位

会 社 名	株式会社 ポ プ ラ
代 表 者 名	代表取締役 目黒 俊治 (コード番号 7601)
問 い 合 せ 先	経営企画室室長 半田 之史
T E L	044-280-2813

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年4月10日開催の取締役会において、平成18年5月30日開催予定の第31回定時株主総会において定款の一部変更について付議することを決議いたしました。変更内容が確定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法」(平成17年法律第86号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号。以下「整備法」という)が、平成18年5月1日に施行されることに伴い、「会社法」および「整備法」に基づき、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。

- (1) 取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能にするための規定を新設するものです。
- (2) 会社法が施行されることに伴い、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(公告の方法) 第4条 (条文省略) 第2章 株 式 (発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は、 36,160,072株とする。 (新設)</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第 2号の規定に基づき、取締役会の決議を もって自己株式を取得することができる。 (1単元の株式の数) 第7条 当社の1単元の株式の数は100株と する。 (単元未満株券の不発行) 第8条 当社は1単元の株式の数に満たな い株式に係る株券を発行しない。</p> <p>(名義書換代理人) 第9条 名義書換代理人については次の通り とする。 1. 当社は、株式につき名義書換代理人 を置く。 2. 名義書換代理人およびその事務取扱場 所は、取締役会の決議によって選定する。 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含 む。以下同じ。)および株券喪失登録簿 は、名義書換代理人の事務取扱場所に備 え置き、株式の名義書換、実質株主通知 の受理、実質株主名簿の作成、株券の交 付、株券喪失登録および単元未満株式の 買取りなど株式に関する事務は、名義書 換代理人に取扱わせ、当社においては これを取扱わない。</p>	<p>(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役 のほか、次の機関を置くものとする。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人 (公告の方法) 第5条 (現行どおり) 第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 36,160,072株とする。 (株券の発行) 第7条 当社は、株券を発行する。 (自己の株式の取得) 第8条 当社は、会社法第165条第2項の 規定に基づき、取締役会の決議をもっ て自己の株式を取得することができる。 (単元株式数) 第9条 当社の単元株式数は100株とす る。 (単元未満株券の不発行) 第10条 当社は第7条の規定にかかわら ず、単元未満株式に係る株券を発行し ないことができる。</p> <p>(株主名簿管理人) 第11条 株主名簿管理人については次の通 りとする。 1. 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱 場所は、取締役会の決議をもって定め る。 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を 含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿 および新株予約権原簿の作成ならび に備置き、その他の株主名簿、株券喪 失登録簿および新株予約権原簿に関 する事務は、株主名簿管理人に委託 し、当社においてはこれを取扱わな い。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当会社の株券の種類、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録、単元未満株式の買取りその他株式に関する取扱いおよび手数料は取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 基準日については次の通りとする。</p> <p>1. 当社は、毎決算期日の最終の株主名簿に記載または記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもってその決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2. 前項その他定款に別段の定めがある場合を除くほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 招集については次の通りとする。</p> <p>1. 当会社の定時株主総会は毎決算期日の翌日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第13条 (条文省略)</p> <p>1. (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議については次の通りとする。</p> <p>1. 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>2. 商法第343条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 招集については次の通りとする。</p> <p>1. 当会社の定時株主総会は毎年5月にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月末日とする。</p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第15条 (現行どおり)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議については次の通りとする。</p> <p>1. 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主(実質株主を含む。以下同じ。)の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>2. 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使) 第15条 議決権の代理行使については次の通りとする。 1. 株主は当会社の議決権を有するほかの株主を代理人として、その議決権を行使することができる。 2. 前項の株主または代理人は、代理権を証する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。 (新設)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役および監査役の員数) 第16条 (条文省略) (取締役の選任) 第17条 取締役の選任については次の通りとする。 1. 当会社の取締役は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u> 2. (条文省略) (取締役の任期) 第18条 取締役の任期については次の通りとする。 1. 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. 補欠または増員により選任された取締役の任期は、<u>現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u> (代表取締役および役付取締役) 第19条 代表取締役および役付取締役については次の通りとする。 1. 当会社を代表すべき取締役は、<u>取締役会の決議によりこれを選任する。</u> 2. 当会社は、<u>取締役会の決議により、取締役の中から、社長1名を定め、必要に応じて会長1名および副社長・専務取締役・常務取締役各若干名を定めることができる。</u> (取締役会の招集) 第20条 (条文省略) (取締役会の招集者および議長) 第21条 (条文省略) 1. (条文省略) 2. (条文省略)</p>	<p>(議決権の代理行使) 第17条 議決権の代理行使については次の通りとする。 1. 株主は当会社の議決権を有するほかの株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2. 株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。 (議決権不統一行使の通知の方法) 第18条 <u>会社法第313条第2項に定める通知は、書面をもって行う。</u> 第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第19条 (現行どおり) (取締役の選任) 第20条 取締役の選任については次の通りとする。 1. 当会社の取締役は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u> 2. (現行どおり) (取締役の任期) 第21条 取締役の任期については次の通りとする。 1. 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. 補欠または増員により選任された取締役の任期は、<u>現任取締役の任期の満了する時までとする。</u> (代表取締役および役付取締役) 第22条 代表取締役および役付取締役については次の通りとする。 1. 当会社を代表すべき取締役は、<u>取締役会の決議によりこれを選定する。</u> 2. 当会社は、<u>取締役会の決議により、取締役の中から、社長1名を選定し、必要に応じて会長1名および副社長・専務取締役・常務取締役各若干名を選定することができる。</u> (取締役会の招集) 第23条 (現行どおり) (取締役会の招集者および議長) 第24条 (現行どおり) 1. (現行どおり) 2. (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(相談役・顧問・参与) 第22条 (条文省略) 第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数) 第23条 (条文省略) (監査役の選任) 第24条 当社の監査役は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>(監査役補欠者) 第25条 監査役補欠者については次の通りとする。 1. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、定時株主総会においてあらかじめ監査役の補欠者を選任することができる。 2. 監査役補欠者の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。 3. 第1項の規定により選任された監査役補欠者の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会開催の時までとする。</p> <p>(監査役の任期) 第26条 監査役の任期については次の通りとする。 1. 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 補欠により選任された監査役の任期は、退任監査役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(取締役会の決議の省略) 第25条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</p> <p>(取締役の報酬等) 第26条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(相談役・顧問・参与) 第27条 (現行どおり) 第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数) 第28条 (現行どおり) (監査役の選任) 第29条 当社の監査役は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数の決議によって選任する。 (削除)</p> <p>(監査役の任期) 第30条 監査役の任期については次の通りとする。 1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 補欠により選任された監査役の任期は、退任監査役の任期の満了する時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>3. 前条第1項の規定により選任された監査役補欠者が監査役に就任した場合、その監査役の任期は、退任監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役) 第27条 監査役はその互選により常勤監査役を1名以上置くものとする。</p> <p>(監査役会の招集) 第28条 (条文省略) (新設)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>(営業年度) 第29条 当会社の営業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの年1期とし営業年度の末日を決算期日とする。</p> <p>(利益配当金) 第30条 当会社の利益配当金は、毎決算期日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して支払うものとする。</p> <p>(中間配当) 第31条 当会社は、取締役会の決議により、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配(以下、中間配当金という。)をすることができる。</p> <p>(除斥期間) 第32条 利益配当金および中間配当金が、その支払開始の日から満3年経過しても受領されないときは、当会社はその支払い義務を免れるものとする。</p>	<p>(削除)</p> <p>(常勤の監査役) 第31条 常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。</p> <p>(監査役会の招集) 第32条 (現行どおり) (報酬等) 第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</p> <p>第6章 計 算</p> <p>(事業年度) 第34条 当会社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とする。</p> <p>(期末配当金) 第35条 当会社は、定時株主総会の決議により、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当(以下、期末配当金という。)を支払うものとする。</p> <p>(中間配当金) 第36条 当会社は、取締役会の決議により、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下、中間配当金という。)をすることができる。</p> <p>(期末配当金等の除斥期間) 第37条 期末配当金等の除斥期間については次の通りとする。</p> <p>1. 期末配当金および中間配当金が、その支払開始の日から満3年経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。</p> <p>2. 未払いの期末配当金および中間配当金には利息を付けない。</p>

以上